

北海道告示第10370号

北海道が令和4年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

なお、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和5年3月10日

北海道知事 鈴木 直道

(保健福祉部所管分 その19)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 児童福祉施設等感染防止対策事業 児童福祉施設等における新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から衛生用品の確保等を支援することを目的として、予算の範囲内で補助する。	社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人及び営利法人等		定額 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 その他別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 その他別に指示する書類	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局の保健環境部社会福祉課	総合振興局長 又は振興局長	
(1) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業		新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、改修費、設備整備費、備品購入費及び賃借料等						
(2) 認可外保育所における感染防止対策事業		新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業に必要な報酬、給料、報償費、職員手当等、共済費、旅費、謝金、会議費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金						
2 北海道保育対策総合支援事業費補助金				保福第1の2号様式 保福第1の16号様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示す	総合振興局長 又は振興局長	

<p>地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、保育の受け皿及び保育の担い手となる保人材の確保に必要な措置を講ずることで、待機児童の解消を図り、子どもを安心して育てることができる環境を整備するため、予算の範囲内で交付する。</p>				<p>保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出先 総合振興局 又は振興局 の保健環境 部社会福祉 課</p>		
<p>1 保育体制強化事業</p>	<p>市町村(札幌市、旭川市、函館市を含む。)</p>	<p>保育体制強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、旅費、共済費、役務費、委託料、使用料及び賃借料</p>	<p>4分の1以内に (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>					
<p>2 認可外保育施設の衛生・安全対策事業</p>	<p>市町村(札幌市、旭川市、函館市を除く。)</p>	<p>認可外保育施設の衛生・安全対策事業を実施するために必要な賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金</p>	<p>3分の2以内に (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>					
<p>3 医療的ケア児保育支援事業</p>	<p>市町村(札幌市、旭川市、函館市を除く。)</p>	<p>医療的ケア児保育支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金及び交付金</p>	<p>4分の3以内 5分の6以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄</p>					

			附金その他の収入金の控除等を行う。)					
4 保育所等における要支援児童等対策推進事業	市町村(札幌市、旭川市、函館市を除く。)	保育所等における要支援児童等対応推進事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金及び交付金	4分の3以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)					
5 放課後居場所緊急対策事業	市町村(札幌市、旭川市、函館市を含む。)	放課後居場所緊急対策事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費	3分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)					
6 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業	市町村(札幌市、旭川市、函館市を含む。)	認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、工事請負費、需用費(消耗品費、食糧費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	4分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)					
7 保育環境改善等事業(安全対策事業、緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯における乳幼児受入れ支援事業、新型コロナウイルス感染症	市町村(札幌市、旭川市、函館市を除く。)	保育環境改善等事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く。)、備品購入費、負担金、補助及び交付金	3分の2以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄					

	対策支援事業を除く。)		附金その他の収入金の控除等を行う。)						
8	保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業	市町村(札幌市、旭川市、函館市を除く。)	保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、謝金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料、貸借料、備品購入費	4分の3以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)					
9	認可化移行運営費支援事業	市町村(札幌市、旭川市、函館市を除く。)	認可化移行運営費支援事業の実施に必要な経費	4分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)					
3	北海道子ども・子育て支援交付金 子ども・子育て支援法の規定に基づき、市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業に対し、子ども・子育て支援の着実な推進を図るため、予算の範囲内で交付する。	市町村		(1)及び(4)エを除き3分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定にあたり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局の保健環境部社会福祉課	総合振興局長 又は振興局長	
(1)	利用者支援事業		利用者支援事業の実施に必要な経費	6分の1以内 (寄附金その他					

			の収入金があるときは、補助金等の額の算定にあたり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）					
(2) 延長保育事業		延長保育事業の実施に必要な経費						
(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業		実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施に必要な経費						
(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業								
ア 新規参入施設等への巡回支援		新規参入施設等への巡回支援の実施に必要な経費						
イ 認定こども園特別支援教育・保育経費		認定こども園特別支援教育・保育経費の実施に必要な経費						
ウ 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業		地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の実施に必要な経費						
エ 多子世帯保育料負担軽減支援		多子世帯保育料負担軽減支援の実施に必要な経費	4分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定にあたり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)					
(5) 放課後児童健全育								

成事業								
ア 放課後児童健全育成事業（特定分）								
(ア) 放課後児童健全育成事業		放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費（飲食物費を除く。）						
(イ) 放課後子ども環境整備事業		放課後子ども環境整備事業の実施に必要な経費						
(ウ) 放課後児童クラブ支援事業		放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費						
イ 放課後児童健全育成事業（一般分）								
(ア) 放課後児童支援員等処遇改善等事業		放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施に必要な経費（給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当）、共済費（社会保険料）、賃金、委託料及び補助金）						
(イ) 障害児受入強化推進事業		障害児受入強化推進事業の実施に必要な経費						
(ウ) 小規模放課後児童クラブ支援事業		小規模放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費						
(エ) 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業		放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業の実施に必要な経費						
(オ) 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業		放課後児童クラブ育成支援体制強化事業の実施に必要な経費						

	(カ) 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業	放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業の実施に必要な経費						
ウ	放課後児童健全育成事業（その他分）							
	(ア) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施に必要な経費（給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当）、共済費（社会保険料）、賃金、委託料及び補助金）						
	(イ) 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）	放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）の実施に必要な経費						
(6)	子育て短期支援事業	子育て短期支援事業の実施に必要な経費						
(7)	乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業の実施に必要な経費						
(8)	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業の実施に必要な経費						
(9)	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の実施に必要な経費						
(10)	地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業の実施に必要な経費						
(11)	一時預かり事業	一時預かり事業の実施に必要な経費						
	ア 一時預かり事業（一般分）							

	イ 一時預かり事業 (その他分)								
(12)	病児保育事業	病児保育事業の実施に必要な経費							
	ア 病児保育事業(特 定分、一般分・事業 費)								
	イ 病児保育(特定分 ・低所得者減免分加 算)								
(13)	子育て援助活動支 援事業(ファミリー ・サポート・センタ ー事業)	子育て援助活動支援事業(ファミ リリー・サポート・センタ ー事業)の実施に必要な経費							
(14)	利用者支援事業、 延長保育、放課後児 童健全育成事業、子 育て短期支援事業、 乳児家庭全戸訪問事 業、養育支援訪問事 業、地域子育て支援 拠点事業、一時預か り事業、病児保育事 業、子育て援助活動 支援事業(ファミ リリー・サポート・セ ンター事業)(特例 措置分)	新型コロナウイルス感染症対策臨 時休業時特別開所支援事業等の実施 に必要な経費(飲食物費を除く。)							